



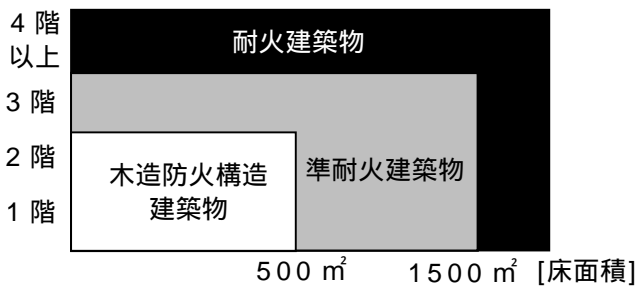
新たな防火規制の区域に指定されました

平成 26 年 5 月 30 日に、南小岩七・八丁目の準防火地域を対象に「新たな防火規制」が区域指定告示されました。(対象区域は、区域図をご参照ください)
建築物の規模に応じて一定基準の耐火性能を有した建築物とする必要があります。

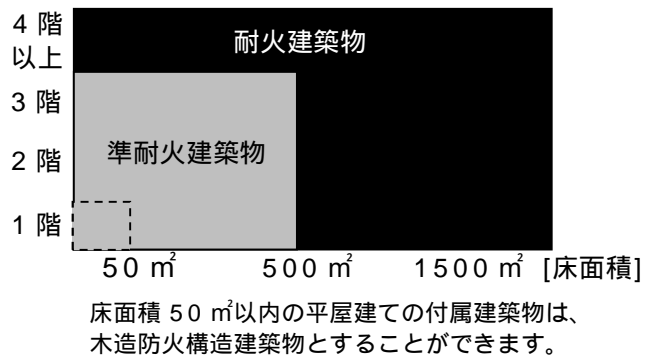
規制内容

- (1)原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上とする。
- (2)そのうち、延べ面積が 500 m²を超える、又は 4 階以上のものは耐火建築物とする。

[導入前]



[導入後]

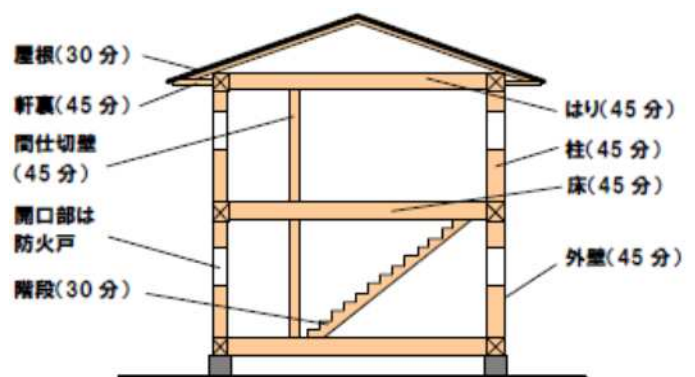
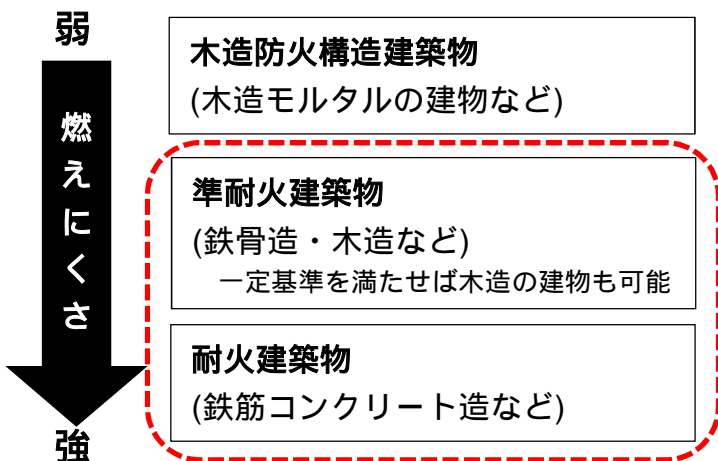


建築物の構造の種類

建築物の構造は、大きく 3 種類に分類することが出来ます。準耐火建築物以上とすることで、木造防火構造建築物と比較して、防火性能が大幅に向上します。

準耐火建築物とは？

火災時に、壁、屋根、柱、はり、床等の主要構造部が、一定時間以上、崩壊しない、かつ、火が内外から燃え抜けない性能を持つ部材で作った建物です。



指定区域

JR 小岩駅周辺地区のうち、以下に示す区域に新たな防火規制を導入します。

